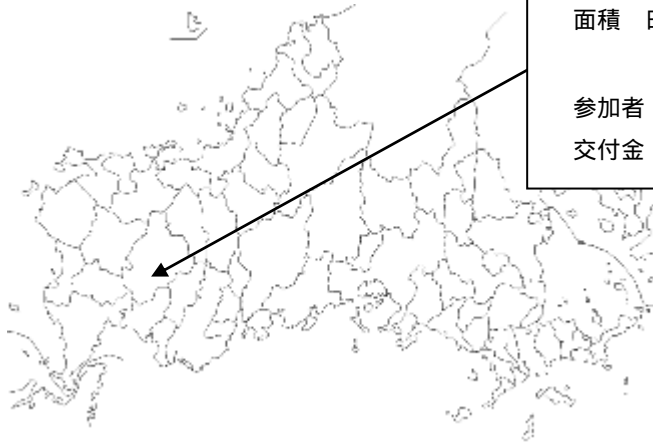


集落協定 かわら版 (第21号)

(平成19年10月4日 山口県農業経営課)



美祢市9区集落協定

面積 田/急傾斜 12.1ha

緩傾斜 12.5ha

参加者 25人

交付金 355万円

山口県中山間地域等直接支払検討会委員である山口大学農学部の系原義人教授が、美祢市9区集落協定取材しました。

法人化を模索する山あいの 集落協定を訪ねました。

・・・美祢市9区(きゅうく)
集落協定・・・

今回は、美祢市9区集落協定の代表者村上英雄さん(71歳)を始め、集落協定関係者の方々にお話を聞きました。

第二期対策に取り組まれたころの状況は。

9区協定として第一期に取り組み、続けて第二期に取り組むことを集落内農家で決定しました。もちろん体制整備単価で取り組むこととし、要件として、協定農用地面積の20%以上において基幹的3作業を共同で行うことと、多面的機能の持続的発揮に向けて

非対象農家との連携を行うこととしました。営農組合もありますね。

9区協定は、保々(ほうほう)集落の農家が結んでいる協定です。集落の19戸の農家で水田約24haを管理していますが、現状は、過疎化・高齢化が進み、担い手不足が深刻な問題となっています。制度開始後も3戸の農家が高齢化により耕作できなくなりました。

そこで、平成18年度に保々営農組合を設立し、耕作できなくなった農家の受け皿となるとともに、農業機械の共有化を進め経費の節減を図ることとしました。

現在は、専業農家の6名が中心となって水田の管理を行っています。

また、近い将来、法人化することも検討しています。

共同機械は何がありますか。

トラクター、畦塗り機、グランドソー、溝切り機、ハンマーモア、コンバインがあり

ます。そのうち、コンバインは平成 18 年に交付金を活用して購入しました。集落内の稲の収穫は、ほとんどのコンバインを使用しています。格納庫も平成 17 年に交付金で建てました。



農業機械格納庫とコンバイン

個人の機械の所有状況は、どうですか。

稲作のための機械は、個人でも所有していますが、今後、新規の購入は控えることとしています。農家の中には、既に機械を処分した人もいますし、徐々に法人化に向けて体制を整えていこうとしています。

協定参加者の年齢構成は、

40 歳代がひとり、50 歳代が 2 人で残りは、60 歳以上です。集落内には、後継者がいる農家も数戸あるので、将来的にはその後継者全員を、集落協定や営農組合に参加するよう誘導できたらと思います。

山口型放牧にも取り組んでいますね。

集落内に 2 戸の畜産農家があります。そのうち 1 戸は、平成 16 年に新規就農し、繁殖牛 28 頭を飼養しています。それらの農家の牛を利用できることもあり、農地の省力管理、景観保全を目的に平成 17 年に「mo - mo - 牧場」を開設し、山口型放牧に取り組んでいます。営農組合が放牧のための耕耘、

牧草の播種、放牧及び施設管理等を行っています。現在、2 頭 1 組の繁殖牛 2 組を合計約 2.5ha の 3 箇所のは場に、ローテーションで放牧しています。

また、約 1.5ha の飼料作物の栽培も 2 箇所にまとめています。



mo - mo - 牧場内で

(左から糸原委員、保々営農組合枝重組合長、集落協定村上代表、集落協定枝村会計、保々営農組合村上副組合長)

集落外の人たちとも交流しているとか。

集落内外の子供達を対象に、鮎つかみどり大会を開催しています。また、集落には、ホタル鑑賞地もあります。畦畔に曼珠沙華(彼岸花)を植えた場所もあります。集落外がたくさんの人に保々集落に来てもらい、保々を知ってもらいたいと色々工夫しています。将来的に保々営農組合が法人化した時、この山あいの自然にあふれたところでとれたおいしいお米や野菜をたくさん買ってもらい、法人の健全経営に繋がりたいと考えるからです。

直接支払制度に取り組んで良かった点は、

共同機械を購入することができ、その機械を共同利用する体制が整ったことです。また畦畔や法面等の管理に労賃を払えるので、管理する人数を確保でき、適切な管理が継続できていることです。



9区協定の水田

今後の展開は、

集落内の若い世代が取り組んでいる畜産を後押しする意味でも、集落全体で耕畜連携を積極的に進めたいと考えています。一方で、下がり続ける米価は最大の悩みです。このことは、法人設立後の経営安定にかなり影響を与えることが考えられます。ひとつの対策として、集落の隣にあるゴルフ場に、お米を販売しています。食堂で利用されるのはもちろんですが、コンペの賞品にも利用されています。このような営業努力は、今後一層必要になってくると思います。また、米以外の特産品を作りたいと考えています。関係機関の方には、良いアイデアがあったら、是非紹介してもらいたいと思います。

今後は、法人化がひとつの大きな課題ですが、婦人や若い世代が参加できるような仕組みにし、将来にわたる夢のある地域を作っていきたいと考えています。

～ 集落の人々が協力し合って、地域の農業を継続させたい意欲が伝わってきました。

(徳永)

農業経営課 電話 083-933-3350

～取材を終えて～

糸原 義人

これまで多くの“むら”で「うちの土地を守るにはどうすればいい」、「年寄りばかりで“むら”の将来が心配だ」という声を耳にしてきました。

今回お会いした皆さんはとても明るく前向きの方々ばかりで、お話を聞きながらこちらが楽しくなってきました。

9区集落協定、保々組合は交付金を使って様々な活動を展開されていました。格納庫、機械装備の充実で稲作労働の軽減化、全農家の協力の下に景観作物の導入やイノシシ対策、水路、畦畔の草刈り、また耕作放棄地での畜産農家と連携しての水田年間放牧(山口型放牧)等々を通じて、“むら”のさまざまな活動に果たしている交付金の大切さをよく知ることができました(耕作放棄地対策として水田年間放牧の仕組みはおもしろいと思いました。水田放牧で稲作農家は水田を雑草から守り景観を維持できるとともに、畜産農家は水田放牧で餌代は無料となり、低コスト経営が可能になっています。勿論水田に放し飼いになっている牛の貸与料は無料で、耕種農家の負担はありません。耕畜農家双方にメリット、メリット！)

組合を法人化しますかとの問いには、現在思案中との答えがかえってきましたが、若者(後継者)(と言っても52才の青年)代表の枝村さんからは、「4～5年先には若者が中心になって法人化し、地区の稲作を引き受ける」という心強い意思表明を伺うことができました。

「それでは“むら”の問題は何ですか」との質問には、即座に「“むら”の特産品がない」という答えがかえってきました。

現在ゴルフ場との連携(新たな販路開拓)で、100俵の米をゴルフ場に納めているとのことでしたが、米以外の特産品を創ることで、より付加価値の高い農業展開が可能になるものと思われれます。

今後、直接支払制度の利点を生かして、これまでの活動を更に充実してさまざまな活動を展開されると共に、“むら”のご婦人方の力をお借りになって“むらづくり”に励まれたら更に“むら”に活気が出るのでは、と思っています。

女性のスーパーパワーを拝借しながら、組合を中心に、“むら”が子供達や“むら”に住む人達にとって、ますます夢あるものへと発展することを切に願う次第です。

